

第3章

第2法の廃止による影響、サブリース等 新リース会計基準による 貸手の実務への影響

【この章のエッセンス】

● 現行基準における第2法の廃止に伴い、ファイナンス・リースについての損益計算書の収益および費用の金額および時期に対する影響が大きくなる可能性があることから、本会計基準等における会計処理の区分について、早期の検討を行うことが有用である。

● サブリースにおける中間的な貸手においては、ヘッドリースがオンパランスされることを踏まえて、サブリースがファイナンス・リースに該当するのかがペレテイニング・リースに該当するのかがついて、早期の検討を行うことが有用である。

本会計基準等においては、貸手の会計処理について、次の点を除き、

基本的に、現行の会計基準の定めを踏襲されている。

- (1) 収益認識会計基準との整合性を図る点
- (2) リースの定義およびリースの識別

そのため、借手における影響と比較すると、貸手における影響は限定的であるが、前記の点等に関連した影響があり、本章では本会計基準等の主な改正点と貸手への主な影響について解説する。

リースとして識別される範囲の拡大

リースの定義およびリースの識別については、借手と貸手ともに、I

FRS 16号の定めと整合的なものとされている。

第2章「リースとして識別される範囲の拡大」のとおり、リースとして取り扱われる範囲が拡大しており、貸手においても、契約にリースが含まれるか否かについて、検討する必要がある。

そのため、本会計基準等の適用にあたっては、各契約内容やその他の事実および状況をもとに判断をする必要がある、当該リースの識別に関する契約内容等の調査に相当の時間を要する場合がある。

ファイナンス・リースの会計処理

現行基準では、貸手のファイナンス・リースについて、次の3つのな

かから取引実態にに応じて選択した方法に従って会計処理することとされていた。

- (1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法(第1法)
- (2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第2法)
- (3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法(第3法)

このうち、第2法について、収益認識会計基準において対価の受取時にその受取額で収益を計上することが認められなくなったことを契機として、見直しを行った結果、第2法を廃止している(指針B C 117項)。

本会計基準等では、収益認識会計基準との整合性を考慮して、貸手が事業の一環で行うリースについては、取引実態にに応じて、図表21のいずれかにより会計処理を行う(指針71項、78項)。

図表21の①と②については、図表22および図表23のように、収益および費用の計上パターンが大きく異なり、損益計算書における影響が大きくなる可能性があることから、貸手が事業の一環で行うリースについては、いずれの方法が採用されるかに